

障害者の命の代償に尊厳と平等を求めて

障害者に逸失利益を



名古屋地裁前の宣伝活動

寒風の中でも、明るく、裁判所前やJR金山駅前で、障害者にも逸失利益を求める署名を続けてきました。

寄せられた署名、1万801筆、この声が裁判所に届き、温かい春を迎えたいです。

判決が出るまで、心緩めることなく、署名活動と要請ハガキ運動を続けます。ご支援・ご協力をお願いします。

概要

★重度知的障害と自閉症の伊藤晃平君（十五歳）は、平成一九年十二月二十二日未

明、社会福祉法人・名北福祉会の施設でショートステイ中、階段から転落し、意識不明のまま死亡しました。★同会は、話し合いを求めても会議中とか不在を理由に面会を避け、裁判が決着したら謝罪する、という態度です。★損害賠償の話し合いにきたのは保険会社だけでした。あいおい損害保険会社の担当者は、「障害者は生きていても社会に対する利益がないケース」と言って、慰謝料は払うが逸失利益はゼロだと言うのです。★障害者の命の代償は、こんなものでしょうか？ ★障害者の命の代償に尊厳と平等を求めて本意ながら、裁判となりました。★障害者の命の代償に尊厳・人権・平等を求めます。

判決日せまる！

2012年

3月30日(金)

名古屋地裁 1102号法廷

10時から 裁判所前集会

10時30分 判決言い渡し

障害者の命の代償に尊厳と平等をもとめて、足掛け3年の口頭弁論と証人尋問でいよいよ判決をむかえます。ぜひ、傍聴におでかけください。

開廷30分前の10時から裁判所前集会を行い、原告を激励して判決にのぞみます。

裁判所へ要請ハガキ

裁判所への要請ハガキを作成しました。（裏面）

各自の思いでも結構です。最初の2行は、ぜひ、ご記入ください。

ハガキは、判決日が3月30日ですから、20日頃までに裁判所へ届くようにお願いします。

晃平君のホームページから文面を入手できます。（裏面にアドレス有り）

送ろう！ハガキを

要請ハガキを左記のようにつくりました。
晃平君のホームページからも入手できます。
文面は、各自のものでも結構です。
あなたの思いの一言でも結構です。
三月二十日以前に届くようお願いいたします。
判決は、三月三十日です。

募金と会費のお願い

支援する会として500枚のハガキと大量の郵送をしました。ぜひ、募金と会費をお願いします。皆さまに、ハガキと振り込み用紙を同封させていただきます。(投函は募金のいかんを問わずお願いします。)

4 6 0 8 5 0 4

名古屋市中区三の丸1-4-1

名古屋地方裁判所

民事第6部合議係

裁判長 倉田 慎也 様

裁判官 島崎 邦彦 様

裁判官 久保 雅志 様

差出人の住所、氏名、役職等(任意)



一言申し上げます

障害者の命の代償に平等と尊厳を！

名古屋地方裁判所 平成21年(ワ)第2957号
私は、伊藤晃平君の命の価値を認めるよう求める裁判に注目しています。

障害者に逸失利益はないとか、死亡事故に対する補償は健常者より少なくてよいとするのは、人の命を差別する論理です。「生きていても社会に対する利益がないケースだ」などという考え方は、もう日本の社会から払拭しなければなりません。
私は、障害者の誰もが働く仕組みの中にいて、社会の構成員として、ひとしく人権と尊厳が守られ、損害の賠償がなされる社会となっていくことを願っています。

貴裁判所が、憲法および「障害者の権利条約」の基本理念に則り、公正かつ勇氣ある判決を下されますことを要請いたします。

年 月 日

障害のある伊藤晃平君の施設内死亡事故裁判を支援する会

ニュース N022 2012(平成24)年2月20日

〒486-0853 愛知県春日井市穴橋町3丁目2番地9 落合幸次方 T&F 0568-83-9178

Eメール ochiai-yukitsugi@mopera.net <http://smile.sa-suke.com/> 「晃平君の逸失利益裁判」でも検索可

郵便口座 口座名称：伊藤晃平君裁判を支援する会 口座番号：00830-5-198160